

農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則

(平成二十七年五月二十二日決定)

(平成二十八年十一月二十九日改正)

(総則)

第一条 農林水産省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の運営については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「法」という。）及び農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十五号。以下「令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第五条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第六条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(議決権の特例)

第七条 委員及び臨時委員のうち、国立研究開発法人の役職員又は運営を審議する外部委員である者は、当該国立研究開発法人に関する審議についての議決権を有しないものとする。

2 審議会が別に定めるところにより、委員及び臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人に利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人に係る審議についての議決権を有しないものとする。

(会議)

第八条 会議は、非公開とする。

(議事録)

第九条 審議会の会議においては、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って、議事録に代えて議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第十条 第二条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部

会」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、当該部会に係る審議事案の議事が終了したときは、その審議の経過及び結果について、審議会に報告しなければならない。

（委任規定）

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。